

- 政策目標 2 - 1 : 物価高への対応や「強い経済」の実現等に向けた税制の着実な実施、我が国の経済社会の構造変化及び喫緊の課題に対応するための税制の検討並びに税制についての広報の充実

<b>政策目標の内容及び目標設定の考え方</b>	物価高への対応や「強い経済」の実現等に向けて、令和 8 年度税制改正を着実に実施していきます。また、総合目標 2 において述べたとおり、「公平・中立・簡素」という基本原則を踏まえつつ、我が国の経済社会の構造変化及び喫緊の課題に対応するため、各年度の税制改正作業等に取り組みます。併せて、税制全般に対する国民の理解が深まるよう、税制に関する広報に取り組んでいきます。
--------------------------	--

<b>上記の「政策目標」を達成するための「施策」</b>	
	政2-1-1 : 物価高への対応や「強い経済」の実現等に向けた税制の着実な実施、我が国の経済社会の構造変化及び喫緊の課題に対応するための税制の検討 政2-1-2 : 税制についての広報の充実

<b>関連する内閣の基本方針</b>	<ul style="list-style-type: none"><li>○ 「第221回国会 総理大臣施政方針演説」 (令和 8 年 2 月 20 日)</li><li>○ 「第221回国会 財務大臣財政演説」 (令和 8 年 2 月 20 日)</li><li>○ 「第219回国会 総理大臣所信表明演説」 (令和 7 年 10 月 24 日)</li><li>○ 「経済財政運営と改革の基本方針 2025」 (令和 7 年 6 月 13 日閣議決定)</li><li>○ 「経済財政運営と改革の基本方針 2024」 (令和 6 年 6 月 21 日閣議決定)</li><li>○ 「諮問」 (令和 6 年 1 月 25 日税制調査会)</li><li>○ 「令和 8 年度税制改正の大綱」 (令和 7 年 12 月 26 日閣議決定)</li><li>○ 「強い経済」を実現する総合経済対策 (令和 7 年 11 月 21 日閣議決定)</li></ul>
--------------------	--

<b>施策</b>	政2-1-1 : 物価高への対応や「強い経済」の実現等に向けた税制の着実な実施、我が国の経済社会の構造変化及び喫緊の課題に対応するための税制の検討
<b>取組内容</b>	<p>令和 8 年度税制改正では、物価高への対応の観点から、物価上昇に連動して基礎控除等を引き上げる仕組みを創設するほか、就業調整に対応するとともに、中低所得者に配慮しつつ、所得税の課税最低限を178万円まで特例的に先取りして引き上げます。また、「強い経済」の実現に向けた対応として、大胆な設備投資の促進に向けた税制措置を創設するほか、租税特別措置等の適正化の観点から、賃上げ促進税制の見直しや研究開発税制の強化等を行います。このほか、自動車関係諸税の見直し、国際観光旅客税の税率の引上げや防衛特別所得税（仮称）の創設等を行うこととしました。</p> <p>これらの措置を実施するため、「所得税法等の一部を改正する法律案」を第221回国会に提出しました。成立した内容について周知徹底を図るなど着実に実施していきます。</p> <p>さらに、「経済財政運営と改革の基本方針2025」に基づき、税制調査会（用語集参照）の議論などを踏まえながら、格差の是正及び所得再分配機能の適切な発揮等の観点から所得税の抜本的な改革の検討を進めるほか、E B P M の取組やデジタル社会にふさわしい税制の構築等を進めることとしています。</p>

	<p>租税特別措置については、税制調査会「税制のEBPMに関する専門家会合」において、EBPMの観点から客観的なデータ等や学術研究に基づいた効果の検証に係る議論を行っているほか、要望時において各府省庁に対し、「政策の達成目標」の実現状況など各府省庁が行った政策評価の結果を記載した要望書の提出を求め、税制改正案の立案に向けた各府省庁等との議論の材料とします。その際、各府省庁の要望に関して、①政策目的と整合的な手段として税制が機能するか、②明確かつ形式的な要件が設定でき税制として成り立つか、また執行可能であるか、③税制措置により国の歳入にどのような影響を与えるか、などの点について検証を行います。また、令和9年度の税制改正プロセスにおいては、要望段階から査定段階まで一貫した対応を行います。今後も、「税制のEBPMに関する専門家会合」における議論や各省庁による政策評価、内閣官房「租税特別措置・補助金見直し担当室」における取組、租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律に基づく租税特別措置の適用実態調査の結果などを活用し、必要性や政策効果の精査等を行います。</p>
--	--

### 定性的な測定指標

【主要】 政2-1-1-B-1：令和8年度税制改正の着実な実施と令和9年度税制改正の検討

(目標の内容)

令和8年度税制改正を着実に実施していきます。また、我が国の経済社会の構造変化及び喫緊の課題に対応するため、令和9年度税制改正の内容を検討していきます。

(目標の設定の根拠)

「公平・中立・簡素」という基本原則を踏まえつつ、我が国の経済社会の構造変化及び喫緊の課題に対応するため、各年度の税制改正作業等に取り組む必要があるためです。

今回廃止した測定指標とその理由	該当なし
参考指標	<ul style="list-style-type: none"> <li>○参考指標1 「所得・消費・資産等の税収構成比の推移（国税）」</li> <li>○参考指標2 「諸外国における国民負担率（対国民所得比）の内訳の比較」</li> <li>○参考指標3 「税制改正（内国税関係）による増減収見込額」</li> <li>○参考指標4 「個人所得課税の税率等の推移」</li> <li>○参考指標5 「主要国における個人所得課税の実効税率の比較（夫婦子2人（片働き）の給与所得者）」</li> <li>○参考指標6 「法人税率の推移」</li> <li>○参考指標7 「諸外国における法人実効税率の比較」</li> <li>○参考指標8 「諸外国における付加価値税率（標準税率及び食料品に対する適用税率）の比較」</li> <li>○参考指標9 「相続税の主な改正の内容」</li> <li>○参考指標10 「主要国における相続税負担率の比較（配偶者+子2人）」</li> <li>○参考指標11 「一般会計税収、歳出総額及び公債発行額の推移」【再掲（総1-1：参考指標1）】</li> <li>○参考指標12 「税収比率の推移」【再掲（総2-1：参考指標1）】</li> <li>○参考指標13 「一般会計税収の推移」【再掲（総2-1：参考指標2）】</li> </ul>

施策	政2-1-2：税制についての広報の充実
----	---------------------

<b>取組内容</b>	<p>税は国民生活と密接に関わるものであることから、税制に関する分かりやすい広報に積極的に取り組み、税制全般に対する国民の理解が深まるよう努めます。具体的には、パンフレットの作成・配布、ウェブサイト・SNS等を通じた情報提供、講演・説明会の開催等の広報活動を行います。また、動画等を活用した情報発信や、子育て世代や将来の納税者である小学生や中学生などをターゲットとした学習コンテンツの作成等の広報活動を実施していきます。</p> <p>その他、アンケート調査等を通じて、税制に関する広報活動が国民にどの程度認知・理解されているのかや、広報活動の改善点等の把握を行います。</p> <p>税制についての広報の充実に関して、以下の測定指標を設定し、財務省の税制関連ウェブサイトへのアクセスの容易さやわかりやすさの改善を目指します。</p>
-------------	---

定量的な測定指標						
政2-1-2-A-1：財務省の税制関連ウェブサイトに関する評価（内容の分かりやすさ） （単位：％）	年度	令和4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
	目標値	85	85	85	85	85
	実績値	91.1	88.5	87.5	N.A (今後集計)	/
<p>(注1) 令和7年度実績値は、令和8年6月までにデータが確定するため、令和7年度実績評価書において掲載予定です。</p> <p>(注2) 数値は、財務省の税制関連ウェブサイトのアンケート調査において、「分かりやすかった」から「分かりにくかった」の5段階評価で上位評価（「分かりやすかった」及び「まあまあ分かりやすかった」）を得た割合です。</p> <p>(出所) 主税局総務課調 (目標値の設定の根拠)</p> <p>国民に対する税制に関する広報を充実させる観点から、税制関連ウェブサイトの分かりやすさを測定するために指標を設定しました。税制関連ウェブサイトの充実を一層図るため、これまでの実績値も踏まえて目標値として「85」と設定しました。</p>						

定性的な測定指標
<p>[主要] 政2-1-2-B-1：税制に関する広報活動の実施状況</p> <p>(目標の内容)</p> <p>パンフレットの作成・配布、ウェブサイト・SNS等を通じた情報提供、講演・説明会の開催等の広報活動を積極的に実施します。また、動画等を活用した情報発信や、子育て世代や将来の納税者である小学生や中学生などをターゲットとした広報活動などを進めます。</p> <p>(目標の設定の根拠)</p> <p>国民一人ひとりが社会を支える税のあり方について主体的に考え、納得感を持つことができるよう、税制に関する分かりやすい広報に積極的に取り組み、税に対する国民の理解を深めていく必要があるためです。</p>

<b>今回廃止した測定指標とその理由</b>	<p>(廃止した指標)</p> <p>政2-1-2-A-1：税制メールマガジン登録者数</p> <p>(廃止する理由)</p> <p>近年の情報収集・発信手段の変化等を踏まえ、今後はメールマガジンに代わる新たな発信手段を活用してより効果的な情報発信を行うことを予定しており、税制メールマガジンは令和8年度中に終了を予定していることから、同指標を廃止いたします。</p>
------------------------	--

<b>参考指標</b>	○参考指標 1 「財務省ウェブサイトの税制に関するページへのアクセス件数」
-------------	---------------------------------------

政策目標に係る予算額等		令和 6 年度	7 年度	8 年度	9 年度	行政事業レビューに係る予算事業ID
<b>予算の状況</b>	<b>当初予算</b>	158,687千円	150,147千円	157,373千円		
	(項) 税制企画立案費	158,687千円	150,147千円	157,373千円		
	(事項) 税制の企画及び立案に必要な経費	158,687千円	150,147千円	157,373千円		
	内 諸外国の税制に関する調査	25,410千円	24,631千円	27,154千円		001358
	<b>補正予算</b>	△1,646千円	△2,346千円			
	<b>繰越等</b>	-		N. A.		
	<b>合計</b>	157,041千円		N. A.		
<b>執行額</b>		136,751千円		N. A.		

(概要)

税制の企画立案に必要な経費です。

(注) 令和 8 年度「繰越等」、「執行額」等については、令和 9 年 11 月頃に確定するため、令和 9 年度実績評価書に掲載予定。

<b>担当部局名</b>	主税局（総務課、調査課、税制第一課、税制第二課、税制第三課、参事官室）	<b>政策評価実施時期</b>	令和 9 年 6 月（予定）
--------------	-------------------------------------	-----------------	----------------